



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14階

TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》狭義の節税と課税の繰り延べ

世間一般的に『節税』ということばが用いられますが、『節税』といっても、狭義の『節税』と、『課税の繰り延べ』に分けられると思います。

今回はあまり使い分けられていないと思われる、狭義の『節税』と、『課税の繰り延べ』について考えてみたいと思います。

1. いわゆる『節税』の分類

いわゆる『節税』は、キャッシュ・アウトを伴うかどうかと、税金を削減できるかどうかの観点から、以下のように4つに分類することができます。

		キャッシュ・アウト	
		あり	なし
税金削減	不可	A	B
	可能	C	D

2. キャッシュ・アウトを伴い、課税を繰り延べるもの(A)

キャッシュ・アウトを伴い、課税を繰り延べるものとしては、飛行機などのオペレーティング・リースや解約返戻金のあるがん保険などが考えられます。

これらの特徴としては、先に費用又は損失が計上され、後から利益が計上されることが挙げられます。

たまたま多額の利益が出た場合や、将来的に損失が発生する見込みがある場合には有効な方法です。

一方で、財務体質の悪化につながる場合もありますので、留意が必要です。

3. キャッシュ・アウトを伴わず、課税を繰り延べるもの(B)

キャッシュ・アウトを伴わず、課税を繰り延べるものとしては、固定資産の圧縮記帳や中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却などが考えられます。

これらの特徴としては、先に費用が多めに計上されますが、後から費用が少なく計上されることが挙げられます。

資金繰りが芳しくなく、当面の納税額を減らしたい場合には有効な方法です。

一方、特別償却よりも税額控除を選択した方が有利なケースもありますので、検討が必要となります。

4. キャッシュ・アウトを伴うが、税金が削減できるもの(C)

キャッシュ・アウトを伴い、税金を削減できるものとしては、消耗品や固定資産の購入、広告宣伝、従業員への決算賞与の支給などが考えられます。

これらの特徴としては、費用処理が可能なが挙げられます。

モチベーションのアップなどには有効な方法です。

一方で、将来の収益アップに必ずしもつながらない場合や、財務体質の悪化につながる場合もありますので、留意が必要です。

5. キャッシュ・アウトを伴わず、税金が削減できるもの(D)

キャッシュ・アウトを伴わず、税金を削減できるものとしては、試験研究費の税額控除や中小企業者等が機械等を取得した場合の税額控除などが考えられます。

これらの特徴としては、税額が減ることが挙げられます。

将来的に税額が増えるものではありませんので、一般的には有効な方法です。

3. でも述べましたが、税額控除よりも特別償却などを選択した方が当面の資金的には有利なケースもありますので、検討が必要です。

6. 平成23年税制改正への対策

平成23年税制改正により、法人実効税率が5%引き下げられる予定です。

このような、税率引き下げのタイミングにおいては、平時では『課税の繰り延べ』にしかならないものが、狭義の『節税』になります。

4月1日以降に開始する事業年度より税率が引き下げられる予定ですので、現在進行中の事業年度において、飛行機などのオペレーティング・リースやがん保険を用いると、『課税の繰り延べ』ではなく、狭義の『節税』が可能となります。よって、決算対策として、これらを検討する余地があります。

7. 結び

狭義の『節税』により、財務体質を改善することも可能ですので、ぜひ、現在進行中の事業年度の決算対策を行うことをご検討下さい。なお、税率が下がりますと、繰延税金資産は減少しますので、この点にご留意下さい。

(担当：國村 年)